

独立行政法人代表者
特別民間法人代表者
特別法人代表者
特殊法人代表者
該当特例民法法人代表者

殿

役員・職員の公募についてのお願い

平素より厚生労働行政の推進に御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

国家公務員の再就職に対する国民の厳しい御意見を踏まえ、これまで、貴法人における役員ポストの公募の実施をお願いしてきたところです。

しかしながら、国家公務員OBの所管法人への再就職については、依然として国民からの御意見があるところです。

このため、「独立行政法人等の役員人事に関する当面の対応方針について」(平成21年9月29日閣議決定)や平成22年6月18日付けの私からの要請を踏まえ、貴法人が国民から真に信頼される組織となるよう、公平性及び透明性を十分に確保した上で、役員ポストの公募の実施を徹底していただくよう、改めてお願い申し上げます。

また、国家公務員OBが所管法人の職員として採用される例も見られることから、これまでの国と所管法人との関わり方の疑念を更に払拭する必要があると考えております。

このため、職員についても、役員同様、公募の実施をお願いいたします。その際には、行政勤務経験、行政機関との調整力、業務についての専門知識といった観点よりも、候補者の潜在力に広く着目した採用を行い、公平性を十分に確保した適切な方法を取っていただきますようお願い申し上げます。

平成22年9月3日

厚生労働大臣 長妻 昭

健康保険組合理事長
厚生年金基金理事長
国民年金基金理事長 } 殿

役員・職員の公募についてのお願い

平素より厚生労働行政の推進に御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

国家公務員の再就職に対する国民の厳しい御意見を踏まえ、これまで、私から、当省所管の独立行政法人や特例民法法人等の代表者に向け、役員ポストの公募の実施をお願いしてきたところです。

しかしながら、国家公務員OBの関係団体への再就職についても、同様に国民からの御意見がある中、私としては、必要な人事上の見直しをお願いしたいと考えております。具体的には、皆様方におかれましては、下記のとおり役員及び職員の公募を実施することにより更なる公平公正な採用をしていただき、これまでの国と関係団体の関わり方の疑念を払拭するための自主的な導入をお願い申し上げます。

なお、この際には、法人の事業規模等法人の実態からみて削減すべき役員ポストは削減した上で実施していただきますよう併せてお願い申し上げます。

記

1. 役員の新募について

理事を互選することとなる組合会議員や代議員に対し、以下のとおり要請すること。

(1) 新募対象者

ア 現在、国家公務員OBが役員（理事長、理事、監事（無給の者を除く。以下同じ。））に就職しているポストについて、任期満了時及び当該ポストに離任者が生じることとなった場合、新たな役員の新募については新募により後任者の新募を行うこと。

イ 新たに国家公務員OBを役員に新募しようとする場合には、新募

により選考を行うこと。

※ 「無給の者」には、交通費など実費支給のみを受けている者は含まれるが、謝金等の報酬が支給されている者は含まれない。

(2) 公募方法等

公募方法、選考方法等については、公平性及び透明性を十分に確保した適切な方法により行うこと。

特に、役員の選任に当たっては、行政勤務経験、行政機関との調整力、業務についての専門知識といった観点よりも、法人の経営運営改革を実施するという観点を重視し、候補者の潜在力に広く着目して判断すること。

2. 職員の公募について

職員についても、役員同様、公募を実施すること。その際には、行政勤務経験、行政機関との調整力、業務についての専門知識といった観点よりも、候補者の潜在力に広く着目した採用を行い、公平性を十分に確保した適切な方法を採用すること。

以上

平成22年9月3日

厚生労働大臣 長妻 昭